

もっと便利に！市税の新しい納付方法が始まります

問 税務課管理係 ☎95-9876

4月から、これまでの口座振替、金融機関窓口、コンビニエンスストア、スマートフォン決済アプリ（バーコード読み込み）に加え、スマートフォンやパソコンから「eL-QR（地方税統一QRコード）」や「eL番号（最大34桁の数字）」を利用した納付ができるようになります。詳しくは、納付書に同封するチラシと「地方税お支払サイト」を確認してください。

▼対象税目

市県民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税（種別割）、国民健康保険税

▼新しい納付方法

クレジットカード払い、インターネットバンキング、口座振替(ダイレクト方式)

「地方税お支払サイト」にアクセスしてください。eLマークが記載された納付書に印刷されているeL-QR、eL番号を利用して納付できます。

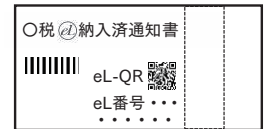
▼4月からの変更点

- ・スマートフォン決済アプリでeL-QRを読み込んで納付できるようになります（現在印刷されているバーコードからも引き続き納付できます）。
- ・納付書裏面に記載のない金融機関の窓口でも納付できるようになります。

▼注意

- ・対応するクレジットカード、スマートフォン決済アプリ、金融機関は「地方税お支払サイト」で確認してください。
- ・クレジットカード払いの手数料は、納入者負担です。
- ・地方税お支払サイト、スマートフォン決済アプリでの納付は領収証書が発行されません。領収証書が必要な場合は金融機関窓口やコンビニエンスストアで納付してください。
- ・納付後1か月以内に納税証明書を申請する場合は、領収証書を持参してください。

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。



eLマーク



eL-QR

23209-000000
000000000000
00-00000-000

eL番号



軽自動車税（種別割）の減免申請

問 税務課管理係 ☎95-9876

身体障害者手帳や療育手帳、愛護手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人などが軽自動車を所有している場合、障害の程度や使用目的などが一定の条件にあてはまれば、軽自動車税の減免が受けられます。また、公益のため直接専用するものと認められる車両も、減免を受けられる場合があるので、問い合わせてください。減免を受けるためには申請が必要です。

受付期間 4月3日(月)～5月31日(木)

申請の条件と必要書類



対象車両	障害者減免	<ul style="list-style-type: none"> ・身体などに障害のある人が所有する車両 ※所有権留保付自動車など、障害のある人が使用者（＝納税義務者）でも減免の対象となる場合があります。詳しくは問い合わせてください。 ・18歳未満の障害者と生計を一にする人が所有する車両 ・知的障害者又は精神障害者と生計を一にする人が所有する車両
	構造減免	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者などが利用するための特殊構造をした車両 ※8ナンバーの車両で、車検証に「身体障害者輸送用」「車いす移動車」などと書かれているもの
台数	障害者1人につき1台	
持ち物	車検証（自動車検査証記録事項）、車両所有者のマイナンバーの分かるもの、運転する人の運転免許証、各種手帳（構造減免を除く）	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・対象となる障害の区分などはホームページで確認又は問い合わせてください。 ・普通自動車の減免を受けている人や、福祉タクシー料金助成制度を利用している人は、減免を受けられません。 ・車検証に「事業用」と書かれているものは対象外です。 ・世帯が別で生計を一にしている人が所有する軽自動車などを申請する場合や、常時介護している人が運転する場合は、それぞれ申出書類が必要です。 	